財政健全化の原資を少しでも 住民負担軽減のために



柏樹 正 議員

町 発展のための 重な財源である

町長

別町の産業部門、農業や 個人消費支出も伸び悩 われ、「景気回復」と言う 商工業の変化をどのよう 言われるこの五年間、当 んどんふえて大変だとい れより住民負担ばかりど 実感がほとんどない。そ して増益、過去最高と言 町長の政治姿勢は う声が大きくなっている。 にとらえるか。 景気回復が始まったと 個人所得は伸びず、 国民・町民にはその 大企業の業績は連続

出てきているのか。 報じられているが、 間に一万戸が離農したと 農家収入に大きな格差が 、数、農家人口・規模別 北海道では、この五年

> り越しを生み出してお 行を行い翌年度会計に繰

当初予算では財源不 繰越金は剰余金でな

経営の困難さがどのよう れているか。 な階層に特徴的にあらわ

考慮され、努力される姿 が、今後において少しで 化の原資にされると思う る費用残など、財政健全 勢を期待する。 も住民負担軽減のために り分、町議選無投票によ 越しとなった排雪費の戻 ているが、十八年度繰り 変である認識は私も持っ 町財政の厳しさが特に大 こうした町内状況下で

っぱりとした姿勢で臨み、 ど、地方分権」に名をか 財政や農業、雇用対策な す姿勢について伺う。 町長としての使命を果た 町民の福祉向上のために 転嫁と交付税削減にはき りた国の責任回避・地方 の副会長に就任されたが、 町長は、北海道町村会

差は大きく開いていない 町長 当別の農家間の格 や付加価値化、手のかか 格差はどんどんついてい ることを進めなければ、 つくり、付加価値を高め きるように営農組織等を る交付金依存から脱却で が、日本農業が進めてい 農産物のブランド化

> ト意識をした効率的な執 予算執行では常にコス

店街が積極的でなかった。
 ので五年で見直した。

商

る花卉、 的に開催されず集客努力 生じていない状況である。 百十二件から五百六件で 外の方は、今は少ないが 断的経営安定対策で対象 せざるを得ない。品目横 がなされないままだった 商店街がイベントを積極 六件減少と大きな変化は の商工業者数の推移は五 これから先が大変だ。 十四年度から十八年度 野菜等の生産を

ふれあい倉庫では、 連日新鮮野菜を入荷販売中!

などに資する事業を行う 送った事業、 足のために予算計上を見 や利便性向上、町の発展 と努力を積み上げていき 決方法を調べ上げて検討 これまで以上に連携し解 責重な補正財源である。 国や道に対し自治体は 住民ニーズ

現在使用されている 役場3階の喫煙室

努力義務が規定されてい 改善策はあるのか。 い」という指摘もあり、 場所の明示がない』イメ ている町民もおり、 喫煙 が、目立たないようでい 場の場合、裏口での喫煙 ことにはならないか。役 は く出入りする『ゆとろ』 る。子供やお年寄りも多 や分煙などを進めるよう 煙を防止するための禁煙 利用する施設で、 公庁施設など多くの人が て意外と喫煙の光景を見 ジ、印象が適切ではな 現在の場所を変える 健康増進法では、 喫煙場所の再考 受動喫 官

に改めていきたい。 喫煙場所は役場の ゆとろの一カ所

ゆとろ・町役場での

美しい町づくりと農地 保全向上対策 事業との · 水 競合性は • 環境



臼杵 英男 議員

前進すると確信している活動計画の実施で景観整備は

町長

農地・水・環境保全 上対策事業で 農村景観の保全を

場が景観を著しく阻害す 町や住民の役割を定めて で今回実施される農地・ う。このような状況の中 業者も過疎化や高齢化に る要因となっている。農 辺及び農振地区以外の儞 は広さゆえに農家住宅周 るところだが、農村部で 目的に沿って推進してい い町の実現を目指して、 に暮らせる美しく心地よ 住民が誇りを持って快適 でつくる条例が制定され、 年に美しいまちをみんな な状態になっていると思 当別町では平成十四 適切な保全が困難

> 業は、 域の景観資源の整備や保 かして耕地防風林等、 数は現状を維持できるの 齢化も考えられる中で、 リンクして、どの程度の 業が具体的にどのように えるのは大変な意識改革 農村景観のイメージを変 全を実施できないか。 か。さらにこの制度を生 五年後も当別町の農家戸 地が集約され農業者の高 きるのかまた、周りの農 美しい農村景観が期待で が必要であり、二つの事 に成果を期待しているが その内容から十分

• 水

農地 ・環境保全向上対策事業で 整備された防風林

ップを作成し地域の将来 を策定した。 念に基づき農地・水・環 境保全向上対策基本方針 みんなでつくる条例の理 美しいまち当別を 地域景観マ

長

水・環境保全向上対策事

境整備を継続できること 計画に組み入れ、再度環 業を活用して地域の活動 出された。この事業は、 前進すると確信している。 る条例に沿う景観整備が まち当別をみんなでつく 計画が実施され、美しい になる公共事業であり、 農業振興地域以外も対象 盛り込んだ活動計画が提 耕地防風林は、この事

になっている。

の道だと思う。 五〇戸に減少してしま して当別が生き残る唯 ることが都市近郊農村と の所得にする計算だと三 農家戸数を他産業並み 美しい農村を創出す

その中の都市計画に於い 画についてだが、平成三 整備は財政難の状況下で 十年に期限が終了する。 次期総合計画年度での 住宅地域の都市基盤 当別町第四次総合計 都市計画税の扱いは

> べきだと考える。それら の状況を考え十分な説明 推進にあたっては、地域 に関する都市計画税の徴 の上での理解を得て行う 計画通り進んでいるのか。

策定、農村景観の阻害要

像を定めて、年次計画を

収等は予定地域に於いて 計画通り実施するのか。

環境整備等の実施などを らに農村地域を一体とし、 景観向上に取り組む。 因除去し、地域全体で、



市計画事業は取り組まれ 長 計画どおり各種都

%の予定で現在事業を実

ついては、

本年度末で百

ており、土地区画整理に

都市計画税を賦課してい 地域指定、 施している。 で昭和五十一年度に用途 都市計画税は本町地区 本町地区同様に都市 用途地域指定に当た 西部地区は平成八年 五十九年から

本町地区同様に整備された太美地区の都市公園

平負担の原則から町税等 おり、行財政システム再 計画施設がある程度の 住民に対する説明会を诵 るが、今後実施する地域 賦課することとされてい 西部地区に都市計画税を 画では平成二十年度より の収入の確保を目的に計 基盤の健全化及び税の公 構築プランに基づき財政 以上の整備水準に達して 課することになってお 準に整備された時点で賦 現在当時の本町地区

ないと考えている。

二十一年より遅くはでき

子どもの人権が尊重され、 幸せの最優先を

ことを行っている方々に

力と働きかけをしていく



洞内真由美 議員

定められ情報は外に出ないと方公務員法により守秘義務が

教育長

地

長の考えは。 会の構築は、自治体独自 ている。 和運動が全国的に発展し 平和行政について るが平和行政について町 践することにあると考え ての政策を打ち出し、実 の平和、安全保障につい て暮らすことのできる社 域宣言」という新たな平 で住民を守る「無防備地 放棄の実現化を図ってい あるが、自治体から戦争 変える動きが高まりつつ 日本を戦争ができる国に 非武装 国民投票法が成立し、 だれもが安心し 非暴力の力

くために、たゆまなく努 の間で深く浸透させてい 平和の大切さを個人個人 町長 住民レベルで非核

と暮らせる町に変わるこ もが自分らしく生き生き ともに喜びを共有し、

保護者への周知方法は。

が

お互いに感謝し合い、

取り組みにより私たち皆

明らかにされた。

協働の

協働の指針について 討していきたい。 う高まりを見きわめて検 非核宣言については民意 対して敬意を表している。 と思われるので、そうい ときに初めて可能になる の広がりが高まってきた

ņ 問 り組むという共通認識が 立場でともに協力して取 協働の指針が策定さ 行政と住民が対等な

> 開示して情報共有を図る 町長 早い段階から町の広報や いる。 の持っている情報を常に を進めるためには、行政 情報提供は、いつ、どの どう進めるのか。 政の意識改革は具体的に ホー ムペー ジを通じて情 を行おうとする場合には、 ことが大前提だと思って ような方法でするのか。 とを願っている。 重要な施策や事業 協働のまちづくり 今後行 また、

報公開に努め、 アンケー



地域の人が協力し合い花壇を整備!

ト調査、 を目指している地域担当 平成二十年度からの運用 意見を把握したい。 さまざまな手法を用いて 係団体との意見交換など、 住民説明会、 また、 関

具体的な保管方法、

に関しての規定は。

個人情報の保護に関する 幸せが最優先される教育 権利、二十六条で保障さ 障されるプライバシーの 協定は、 情報を相互に連絡し合う 罪被害の未然防止などを 別町教育委員会と札幌方 ポートシステムとは、当 行政であることを望む。 締結の前に、常に子供の 権利に反している。協定 れる子供の教育を受ける というものである。 この 図る目的で、子供の個人 とに非行の再発防止や犯 共有し、 の非行等に関する情報を 面北警察署が、児童生徒 人権が尊重され、子供の 子どもの健全育成サ トシステムについて 憲法十三条で保 緊密な連携のも

に持っている情報を共有 が話しあうことで、互い うとする制度だが、この し地域の課題を解決しよ と各地域を担当する職員 ような取り組みを通じて 情報共有を図りたい。 員制度は地域の皆さん

子どもの健全育成サポー

日々の子ども達との触れ合いも 健全育成をサポートしています。

教育長 の文書を配付する。 方にはこの制度につい 明をしながら、保護者 卒業した時点で破棄され では、その子どもたちが せない。情報流出の問題 限り、各学校に情報は流 協定というルールがない 条例の実施機関になり、 月に警察も個人情報保護 かったが平成十八年の四 六年時点ではなっていな はないと考えている。 だりに外に出ていくこと 報の保護については、 定められているので、 より公務員の守秘義務が る。PTAの役員等に説 地方公務員法に み 情